

IV. 卒業認定要件

薬学部の授業科目は、基礎教育科目及び専門教育科目に区分され、それぞれの分野で修得しなければならない単位数が学則によって定められている。そしてさらに、それぞれの区分の中で細かな定めがあり、それに従って単位の修得をしなければ、卒業の要件を満たすことにはならない。

平成 26 年度以前の入学生

| 大 区 分 | 小区分 | 必 修 | 選択必修 | 卒業要件単位 |
|--------|--------|-----|------|----------|
| 基礎教育科目 | 教養科目 | 6 | 12 | 18 単位以上 |
| | 外国語科目 | 4 | 4 | 8 単位以上 |
| 専門教育科目 | 基礎科目 | 15 | 0 | 15 単位以上 |
| | 薬学専門科目 | 94 | 0 | 94 単位以上 |
| | 薬学応用科目 | 45 | 10 | 55 単位以上 |
| 合 計 | | 164 | 26 | 190 単位以上 |

平成 27 年度以降の入学生

| 科 目 区 分 | | 単 位 数 | |
|---------|------------|----------|---------|
| | | 必 修 | 選択必修 |
| 一般教養科目 | 薬学周辺 | | 4 単位以上 |
| | 人文科学 | | 4 単位以上 |
| | 社会科学 | | 4 単位以上 |
| | 外国語 | 6 単位 | 2 単位以上 |
| | 実技 | | 1 単位以上 |
| 基礎教育科目 | 基礎科学 | 13 単位 | |
| | 準備教育 | 11.5 単位 | |
| | 薬学基礎 | 5.5 単位 | |
| 専門教育科目 | 基礎科目 | 30.5 単位 | |
| | 薬学専門科目 | 98.5 単位 | |
| | 薬学アドバンスト科目 | | 9 単位以上 |
| 計 | | 165 単位 | 24 単位以上 |
| 合 計 | | 189 単位以上 | |

V. 試験と成績評価

1. 定期試験

- (1) 定期試験は、原則として前期1、前期2、後期1、後期2の各期末に行われる。
- (2) 授業科目によっては、定められた期間以外に行われる場合もある。
- (3) 各学期末の成績評価をもって、その科目の最終評価とする。
- (4) 試験を受験できる科目は、正規の手続きを経て履修登録した授業科目に限る。
- (5) 履修登録をされていて定期試験を受けなかった場合、当該科目の単位は修得できない。
- (6) 時間割については、試験開始の約1週間前までに掲示によって発表する。

試験時間は、1時限を60分とし、次のとおりとする。

| 時 限 | 第1時限 | 第2時限 | 第3時限 | 第4時限 | 第5時限 |
|-----|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 時 間 | 9:30～10:30 | 11:00～12:00 | 13:00～14:00 | 14:30～15:30 | 16:00～17:00 |

(注意) 試験時の教室は平常授業の教室と異なる場合があるので、掲示に十分注意すること。

2. 追 試 験

- (1) 追試験は、次の各号のいずれかに該当し、定期試験を欠席した者に対して審査のうえやむを得ない事由があると認められた場合にのみ行う。

| 欠 席 事 由 | 証明書(願書添付) | 備 考 |
|-----------|-------------------------|-----------------------------|
| 天災・非常災害 | 官公庁発行による被災証明 | 地震、台風、火災、水害などによるもの。 |
| 交通機関の突発事故 | 遅延証明書、事故証明書 | バイク・自家用車による事故、及び道路の渋滞は認めない。 |
| 忌 引 | 死亡に関する公的証明書(写しでも可) | 2親等以内の親族の死亡による忌引。 |
| 就職試験 | 就職試験受験内容証明書(学事課の発行したもの) | 会社訪問、説明会、研修等は認めない。 |
| 病気・怪我 | 医師の診断書 | 医師が入院を必要としたものに限る。 |
| 学校感染症 | 医師の診断書 | 出席停止を要するものに限る。 |

- (2) 上記事由により試験を欠席し、なおかつ追試験を希望する場合は「欠席届」「追試受験願」に証明書を添えて当該科目の試験終了後7日以内に学事課へ提出しなければならない。
- (3) 追試験は、前期2及び後期2定期試験終了後に各々行う。
- (4) 追試験料は1科目4,000円とする。

3. 再 試 験

- (1) 再試験は、定期試験に65点未満であった者に対し、願い出により行うことがある。
- (2) 再試験は、定期試験を受験して不合格となった科目について、前期2及び後期2定期試験終了後に各々行う。
- (3) 定期試験を受験せずに不合格となった科目については、原則として再試験は行わない。
- (4) 再試験を希望する場合は、定められた期日までに「再試験受験願」を学事課へ提出しなければならない。
- (5) 再試験料は1科目4,000円とする。

4. 受験上の注意事項

- (1) 次の事項に該当する場合は、定期試験を受験することができない。
 - ① 授業料、その他諸納付金が未納の場合。
 - ② 授業への出席日数が、授業時間数の3分の2に達しない者。
 - ③ 学生証を所持していない場合。
 - ④ 選択必修科目及び選択科目においては、履修登録をしていない科目。
 - ⑤ 休学中の場合。
 - ⑥ 受験科目の試験開始時刻に25分以上遅刻した場合。
- (2) 試験場においては、次の事項を守らなければならない。
 - ① 受験中は、学生証を机上に呈示しておくこと。
 - ② 学生証を忘れた場合は、学事課において「仮学生証」の交付を受け、これを机上に呈示すること。（「仮学生証」は当日限り有効とする。交付料は1日1,000円）
 - ③ 試験開始後30分以上経過しなければ、答案を提出して退出することはできない。
 - ④ 試験場における行動は、すべて監督者の指示に従わなければならない。監督者の指示に従わない場合は、受験を停止し、退場を命ずる。
- (3) 次の場合は、その答案は無効とする。
 - ① 無記名の場合。
 - ② 指定された試験場で受験しなかった場合。
 - ③ 他人の答案の「学籍番号」・「名」を書き直しした場合。
- (4) 不正行為
 - ① 受験中に不正行為を行った者に対しては、即時退場を命じ、その学期における評価を行わない。
なお、学則による懲戒処分については、教授会の議を経て別に行う。
 - ② 次の事項に該当する行為をなした場合は、これを不正行為と見なす。
 - ・ 私語、態度不良について注意を与えても改めない場合。
 - ・ カンニングペーパーの使用、または机・辞書等への書き込み。
 - ・ 他人の答案の書き直し、または書き写させた場合。
 - ・ 許可されていない教科書等の参照。
 - ・ 物品の貸借。
 - ・ 他人が受験、または他人に受験を依頼した場合。
 - ・ 学籍番号・氏名等を故意に偽って記入した場合。
 - ・ 問題用紙、及び答案を無断で試験場外へ持ち出した場合。
 - ・ 監督者の指示に従わない場合。
 - ・ その他不正行為と判断される行為を行った場合。

5. レポートの提出

- (1) レポートの提出は、授業担当教員または掲示による指示に従って提出すること。
- (2) 学事課に提出となっているレポートは、「レポート受付票」に科目名等を記入し、窓口に出すこと。
- (3) 授業担当教員に直接、あるいは研究室に提出となっているレポートは、理由のいかんを問わず、学事課では受理しない。
- (4) 提出者にレポートと引換えに渡す受付票の学生控は、レポート提出の証明となるので、成績発表時まで保管しておくこと。
- (5) 提出期限を超過したものについては、理由のいかんを問わず受理しない。
- (6) レポートを未提出の場合、失格となる場合もあるので注意すること。

6. 成績評価・単位認定

(1) 成績評価

科目の評価は、授業概要に記載された方法で行われ、次の通り区分される。

| 評 定 | 合 格 | | | | 不合格 |
|-----|----------|---------|---------|---------|--------|
| 評 価 | 100～90 点 | 89～80 点 | 79～70 点 | 69～65 点 | 64 点以下 |
| | 秀 | 優 | 良 | 可 | 不可 |

(2) 成績発表

- ① 成績発表は、原則として前期成績発表及び後期成績発表の2回とする。
- ② 前期終了科目の成績は、前期の成績発表をもって最終評価とする。

(3) 単位の認定

履修した科目の合格の評定は、「可」以上の評価を与えられた場合に認定され、合格の評定を与えられた科目について、その単位が認定される。評価が「不可」の科目、規定によって定期試験の受験資格を失った科目、及びレポート未提出等により失格となった科目の単位は認定されない。

(4) GPA (Grade Point Average) 制度について

GPA とは、学生が履修した授業科目の成績評価に与えられる GP (Grade Point) の平均値である。なお、GP は次表のとおりとする。

| 成績の評価 | | GP |
|-------|----------|-----|
| 5段階評価 | 成績 | |
| 秀 | 100点～90点 | 4.0 |
| 優 | 89点～80点 | 3.0 |
| 良 | 79点～70点 | 2.0 |
| 可 | 69点～65点 | 1.0 |
| 不可 | 64点以下 | 0.0 |

GPA は、学期 GPA と累積 GPA の二種類とし、それぞれの算出法は以下の通りである。

$$\text{学期 GPA} = \frac{(\text{当該学期に評価を受けた授業科目の GP} \times \text{当該授業科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{当該学期に評価を受けた授業科目の単位数の総和}}$$

$$\text{累積 GPA} = \frac{(\text{在学全期間に評価を受けた授業科目の GP} \times \text{当該授業科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{在学全期間に評価を受けた授業科目の単位数の総和}}$$

※ GPA を参考に退学勧告をする場合がある。

7. 進 級

各学年所定の授業科目で合格の評定を与えられたものは進級とする。

ただし、原則として、つぎの未修得単位数までは進級を認める。

- 1 年生 3 単位
- 2 年生 4 単位
- 3 年生 4 単位

※平成 26 年度以前の入学生にあつては、学生実習、基礎薬学演習、4 年生以上の全科目および前学年配当の単位未修得科目の合格は必須とする。

※平成 27 年度以降の入学生にあつては、学生実習および前学年配当の単位未修得科目の合格は必須とする。

8. 留 年

進級できない者は、原級に留め置く（留年）ものとする。留年した場合、合格した科目の単位は、これを修得済として認定するが、不合格科目については再履修を要す。

9. 薬学共用試験について

薬学共用試験とは、CBT（Computer-Based Testing）と OSCE（Objective Structured Clinical Examination）から構成される試験で、実務実習を行う前にこの試験に合格しなければならない。

【共用試験】

| | CBT | OSCE |
|-------|-------------------------|----------|
| 試験料 | 24,000 円（CBT, OSCE 併せて） | |
| 追再試験料 | 12,000 円 | 12,000 円 |

CBT：実務実習に必要な知識を持ち合わせていることを確認する、コンピュータを用いた試験で、共用試験センターサーバーに保存されている問題が無作為に選ばれ、インターネットを介して各受験生に送付され、それを受験生が解いていく方式で行われる。問題は 310 間で、10 分野（ヒューマニズムとイントロダクション、物理系薬学、化学系薬学、生物系薬学、健康と環境、薬と疾病「薬理系」、薬と疾病「薬剤系」、薬と疾病「情報系」、薬学と社会、実務実習事前学習）から出題される。

OSCE：実務実習に必要な技能・態度を持ち合わせていることを確認する実技試験で、課題は、提示されている 5 ステーション「患者・来局者応対」「薬剤の調製（2 課題）」「調剤鑑査」「無菌操作の実践」「情報の提供」で、6 課題を行う。